

介護事業所の不正について

札幌市介護保険課

目次

1 はじめに

2 不正事例

3 監査とは

4 行政処分一覧

5 まとめ

1 はじめに

- 昨年度は9件、今年度は1件の不正が確認され、行政処分が行われました
- 不正請求などが判明した場合、指定を取り消されるほか、不正額を返還することはもちろん、加算金（不正額の40%）の支払いを求められるなど、今後の事業の継続が不可能になります
- 基準を守り、適正な事業の実施を心掛けましょう！

2 不正取消事例

昨年度、今年度において
実際にあった不正事例を紹介します

事例 1 訪問介護 指定取消処分 不正請求～特定事業所加算

●特定事業所加算の不正請求

- 以下の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定し、介護費用を不正に請求した
 - ①訪問介護員が個別の研修計画を作成せず、個別研修を実施していない
 - ②訪問介護員の技術指導を目的とした会議を毎月開催していない
 - ③サービス提供に当たり、サ責が訪問介護員へ文書等の確実な方法で指示していない。

●特定処遇改善加算の不正請求

介護福祉士の配置等要件（訪問介護では「特定事業所加算」）を欠きながら、加算を算定し、介護費用を不正に請求した

事例 2 居宅介護支援 指定取消処分 不正請求

- 居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合、減算が必要であるが、減算せず、不正に介護費用を請求した
 - ・重要事項を文書で交付して説明を行っていない
 - ・サービス担当者会議を実施していない
 - ・居宅サービス計画を、文書により利用者の同意を得ておらず、交付もしていない
 - ・モニタリング結果を記録していない状態が1カ月以上継続

事例 3 定期巡回 指定取消処分 不正の手段による指定

●不正の手段による指定

新規指定申請の際に届出した所在地は、事業所として使われておらず、違う場所に事業所の業務実態があった

●人員基準違反

- ・オペレーターは24時間を通じて、常に1人以上勤務しなくてはならないが、夜間の時間帯に、オペレーターが勤務していなかった
- ・夜間の時間帯は、介護福祉士や看護師などの資格がない者が介護サービスを行っていた

事例 4 小規模多機能 一部効力停止6カ月 不正請求～総合マネ体制強化加算

●総合マネジメント体制強化加算の不正請求

- ・要件を満たしていないにも関わらず、介護費用を不正に請求
- ・介護職員、看護師等の協同で、居宅介護計画の見直しを
随時行っていなかった

●虚偽報告・虚偽答弁

監査において、虚偽の報告や答弁を行った

事例 5 通所介護 指定取消処分 不正請求

- サービスの実態がないにも関わらず、介護記録等を改ざんし
介護報酬を水増しして、不正に介護費用を請求した

事例 6 訪問介護 指定取消 不正請求

- 実際にサービス提供の実態がないにも関わらず
訪問介護の回数を水増しし、不正に介護費用の請求を行った
- 事業所の実態が、届出していた所在地ではなく
同一法人が経営するサービス付き高齢者住宅にあるにもかかわらず、
同住宅に居住する利用者に提供した訪問介護について、
同一建物減算を算定せず、不正に介護費用の請求を行った

3 監査とは～実地指導と監査の違い

●実地指導

事業者が基準を順守し、介護サービスを適切に提供し、適切な運営が行われているか確認するもの

- ⇒ ・ 事前通知あり
- ・ 全事業所対象

●監査

重大な違反や不正請求、虐待などが疑われる場合に実施

- ⇒ ・ 事前予告なし
- ・ 随時実施

監査時の注意点

以下の場合、行政処分の理由になります
調査にご協力ください

- 正当な理由なく調査を拒否する
- 書類の提出を拒否する
- 聞き取りに対し、虚偽の答弁をする

監査の結果

不適切な運営等が確認された場合、以下の行政処分を行います

- ① 改善命令
- ② 指定効力の停止
- ③ 指定取消

①改善命令とは

改善の勧告を行っても、適切な措置が取られない場合、改めて命令を行うこと

- 期限までに報告を提出しない
- 市からの督促に対応しない
- 報告が提出されたが、内容が不十分 など

⇒命令に従わない場合、効力停止、取消などの処分を行います

②指定効力の停止とは

●一部効力停止

- ・一定期間の新規受入の停止、
- ・一定期間の報酬の減額 など

●全部効力停止

- ・一定期間、事業ができなくなる
- ・停止期間中の収入はなくなる

いずれも事業者名の公表 ⇒ 以後の信頼回復は困難となる

③指定取消とは

- 指定を取り消し、事業所の運営ができなくなる
- 役員や管理者が欠格事項に該当となる
(一定期間、事業の運営に関わることが制限される)
- 介護報酬の返還
介護報酬のほか、加算金（不正額の40%）の返還
- 刑事告訴（詐欺罪等） など

4 行政処分一覧～直近の処分事例

処分日	事業者名	事業所名	サービス種類	処分内容
令和4年8月1日	株式会社 アムズ	アムズサービス	居宅介護支援	取消
令和3年11月1日	有限会社 リベラルサポート	あさひ介護サービス	定期巡回	取消
令和4年2月1日	株式会社 健康倶楽部	小規模多機能ホーム とこしえ彩り	小規模多機能	一部停止
令和4年2月1日	合同会社 ハウスデイサービス	ハウスプラザ ホームヘルプサービス	訪問介護	取消
令和4年2月1日	合同会社 next Life	ブルームケア	訪問介護	取消
令和3年9月27日	株式会社 ルシェルシュ・クリエ	デイサービスMIO	通所介護	取消
令和3年9月27日	株式会社 ルシェルシュ・クリエ	ケアプランセンターami	居宅介護支援	全部停止
令和3年8月1日	合資会社 にいで	ヘルパーステーションにいで	訪問介護	取消
令和3年8月1日	合資会社 にいで	ケアプランセンターにいで	居宅介護支援	取消
令和3年8月1日	株式会社 丸和きむら	小規模多機能パークウェル	小規模多機能	取消

介護保険施設等に対する行政処分については
詳細は札幌市介護保険課ホームページを参照

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/gyoseisyobun.html>

札幌市
City of Sapporo

お探しの情報はありますか。 サイト内検索 [情報の探し方](#)

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護保険施設等に対する行政処分について

介護事業者のみなさまへ

- 居室サービス（居室介護支援含む）
- 集団指導
- 運営に関するお知らせ
- 介護保険施設等に対する行政処分について
- 事業所評価（質の評価）
- FAX質問票
- 業務管理体制整備に関する届出について
- 施設サービス
- 老人福祉法に基づく老人居室生活支援事業の届出様式
- 基準・加算チェックシート
- 札幌市介護保険施設等指導監査要綱
- 令和元年度現況報告書
- 地域密着型サービス（介護予防支援含む）
- （情報提供）福祉用具の重大製品事故報告について
- 感染症・食中毒
- 基準・通知関係
- チャリア/バス制度導入支援事業

介護保険施設等に対する行政処分について

介護保険法の規定に基づき、札幌市が介護保険施設等に対して行った行政処分について掲載します。

処分日	事業者名	事業所名	参考資料
令和4年8月1日	株式会社アムズ	アムズサービス	PDF: 公表資料 (PDF: 111KB)
令和3年11月1日	有限会社リベラルポート	あさひ介護サービス	PDF: 公表資料 (PDF: 155KB)
令和4年2月1日	株式会社 健康倶楽部	小規模多機能ホームとこしえ彩り	PDF: 公表資料 (PDF: 81KB)
令和4年2月1日	合同会社ハウスデイサービス	ハウスプラザホームヘルプサービス	PDF: 公表資料 (PDF: 149KB)
令和4年2月1日	合同会社next Life	ブルームケア	PDF: 公表資料 (PDF: 131KB)
令和3年9月27日	株式会社 ルシエルシュ・クリエ	デイサービスMIO ケアプランセンターami	PDF: 公表資料 (PDF: 108KB) PDF: 公表資料 (PDF: 116KB)
令和3年8月1日	合資会社いいで	ヘルパーステーションにいで ケアプランセンターにいで	PDF: 公表資料 (PDF: 180KB)
令和3年8月1日	株式会社丸和きむら	小規模多機能パークウエル	PDF: 公表資料 (PDF: 56KB)
平成31年4月	株式会社 紙屋船	紙屋せん	PDF: 公表資料 (PDF:)

5 まとめ

法令、基準等を順守し、
事業所の適正な運営に努めてください！

変更があった際は速やかに届出を行ってください

※参考 介護保険法（要旨のみ抜粋）

指定の取消し等 第七十七条（訪問サービスの場合）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、**指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。**

- 三 事業所の従業者の**人員について、都道府県の条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。**
- 四 指定居宅サービスの事業の**設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。**
- 五 第七十四条第六項に規定する義務に違反（虐待）したと認められるとき。
- 六 居宅介護**サービス費の請求に関し不正があったとき。**
- 七 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は**虚偽の報告**をしたとき。
- 八 業者又は従業者が、出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは**虚偽の答弁**をし、又は同項の規定による**検査を拒み、妨げ、若しくは忌避**したとき。
- 九 **不正の手段により指定を受けたとき。**
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。